

放課後等の教育支援の在り方に関する資料

施策関連資料

学校・家庭・地域の連携協力

学校・家庭・地域の連携協力に関する法的根拠	62
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	
コミュニティ・スクールについて	63
放課後子供教室、学校支援地域本部、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の実施状況	

学校支援活動

学校支援地域本部	64
平成 25 年度「学校支援地域本部」の実施率	
学校支援地域本部の実施状況	65
地域による学校支援活動の効果について①	
地域による学校支援活動の効果について②	66

放課後子供教室

放課後子供教室の概要	67
平成 25 年度「放課後子供教室」の実施率	
平成 25 年度 放課後子供教室の実施状況①	68
平成 25 年度 放課後子供教室の実施状況②	
女性の活躍促進をめぐる最近の動向	69
放課後対策の充実に関する最近の動向	

放課後子供教室と放課後児童クラブの連携

放課後児童クラブについて	70
放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	
放課後対策の総合的な推進について①	71
放課後対策の総合的な推進について②	
放課後対策の総合的な推進について③	72
放課後対策の総合的な推進について④	
余裕教室活用状況（小中学校別内訳）	73
総合教育会議について	
「放課後子ども総合プラン」の全体像	74
「放課後子ども総合プラン」の推進	

土曜日の教育活動

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」における検討結果について①	75
文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」における検討結果について②	
土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について	76
土曜日の教育活動推進プラン	
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	77
土曜日の教育活動の形態	
土曜学習の実施体制（イメージ）	78
NPO 法人の認証数	
放課後子供教室の事業一部委託の状況	79
土曜日等を活用した就学時前の教育支援のイメージ	
土曜日の教育活動の充実について～土曜日は学校へ！子供の学びを皆で支えよう！～	80
土曜日の教育活動の実施予定（H26）	

学校・家庭・地域の連携協力

学校・家庭・地域の連携協力に関する法的根拠

* 13

教育基本法

<抄> * 全面的な改正法がH18.12公布

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)
 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

社会教育法

<抄>

(国及び地方公共団体の任務)
 第3条
 3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)
 第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（中略）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

* 14

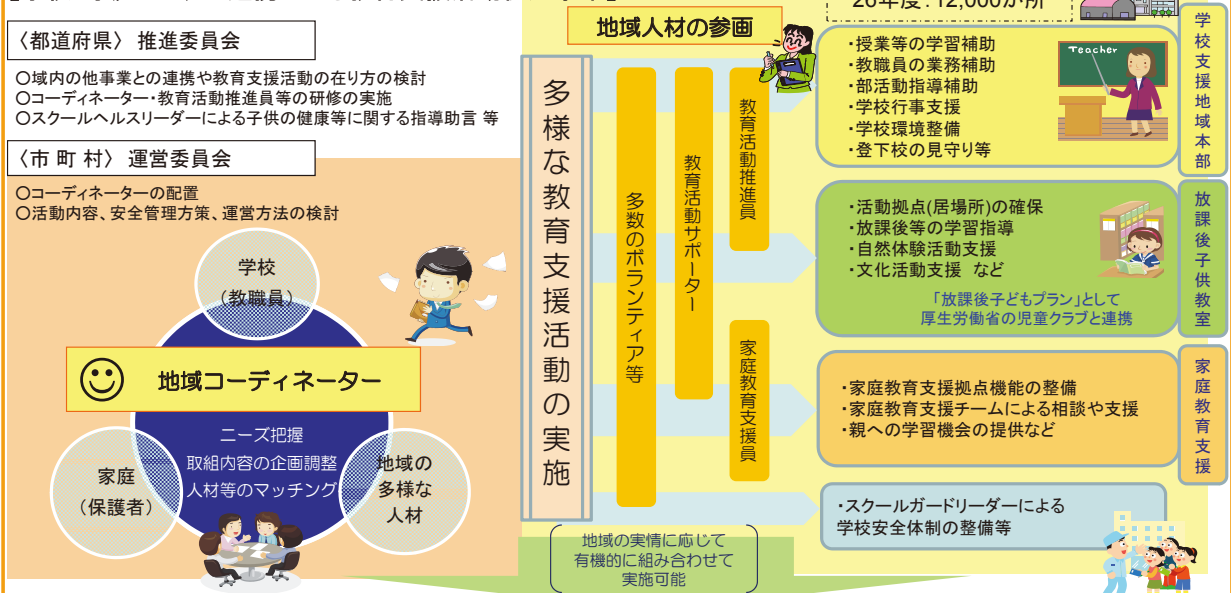
平成26年度予算額38億1400万円
 (平成25年度予算額49億2400万円)

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。
 そのため、地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材が参加する学校サポーター等を活用し、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を「土曜日の教育活動推進プラン」と連携しつつ推進し、社会全体の教育力の向上を図る。

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

【学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業】



地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、学校・家庭・地域の協働体制の構築を図る

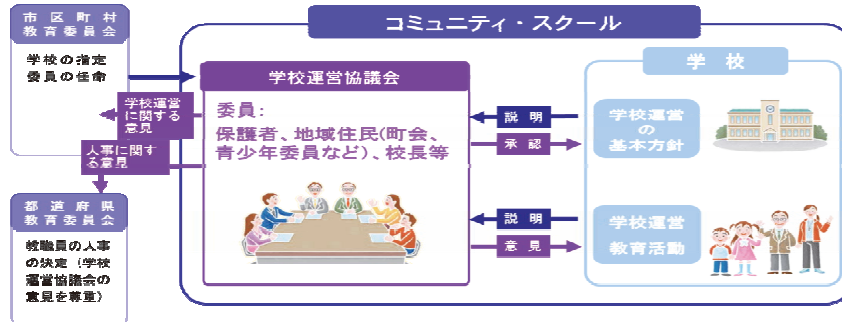
コミュニティ・スクールについて *15

1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。
(平成16年地教行法改正)

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや質の高い学校教育の実現を図る。

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第四十七条の五
 - 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
 - 教職員の任用に関して、教育委員会に意見(教育委員会はその意見を尊重)



2. コミュニティ・スクールの導入例

- **コミュニティ・スクールを基盤とする小中一貫教育**
 - ・中学校区を学園とし、学園にコミュニティ・スクール委員会を設置。
 - ・小中一貫カリキュラムや相互乗り入れ授業に加え、コミュニティ・スクール委員会の協議とコーディネートによる地域ボランティアの学習支援。
- **学校運営協議会委員による学校関係者評価**
 - ・学校運営協議会委員が学校関係者評価委員を兼任することにより、学校の実態を理解した上での十分な議論・評価の実施。
 - ・中学校区学校関係者評価を導入し、中学校区において共通目標・課題の設定を行い、具現化に向けた取組を共有するとともに、相互に評価。(中学校区学校関係者評価委員会委員は各中学校区の学校運営協議会員から選出)
- **学校運営協議会を核とした様々な教育活動の展開**
 - ・学校評価、学校支援地域本部、PTA、シニアスクールなどの取組の企画運営の核として学校運営協議会を位置付けることにより、学校・家庭・地域の有機的な連携・協働体制を構築。

放課後子供教室、学校支援地域本部、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の実施状況 *16

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
放課後子供教室 実施数	7,736教室	8,610教室	9,197教室	9,733教室	10,098教室	10,376教室
学校支援地域本部 設置数	2,176本部	2,405本部	2,540本部	2,659本部	3,036本部	3,527本部
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 指定校数	343校	478校	629校	789校	1,183校	1,570校
実施市町村数	放 1,011市町村 本部 867市町村 C S 63市町村	放 1,053市町村 本部 1,004市町村 C S 72市町村	放 1,060市町村 本部 1,005市町村 C S 82市町村	放 1,075市町村 本部 570市町村 C S 99市町村	放 1,076市町村 本部 576市町村 C S 122市町村	放 1,090市町村 本部 619市町村 C S 157市町村